

草危発第450号
草教委教学発第332号
令和2年2月28日

保護者の皆様へ

草津市長 橋川 渉
草津市教育委員会教育長 川那邊 正

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休校について

日頃は、学校教育全般に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、全国すべての小学校・中学校、高等学校、特別支援学校を臨時休校にするよう要請がありました。

これを受け、草津市では、子どもたちの健康、安全を第一に考え、感染拡大を防止するために、草津市立小学校、中学校を令和2年3月3日から令和2年3月24日まで臨時休校とします。

つきましては、下記の点について、御家庭で御指導いただきますようお願いいたします。

なお、臨時休校中の児童生徒については、感染防止のため原則御家庭で過ごすことをお願いするものでありますが、小学校3年生以下の児童および特別な支援を要する児童生徒の中で、子どもの安全が家庭で確保できない場合に限り学校でお預かりしますので、御希望されるときは、別添申込書を保護者が学校に御持参ください。

その他、学校からの連絡は、メールや草津市ホームページ、学校ホームページを通じて行いますので御確認ください。

また、高等学校入試や卒業式、入学式、3月25日以降の対応等については、追って連絡します。

記

- 1 令和2年2月27日に草津市教育委員会から配付した文書に基づき、感染症予防対策を十分行ってください。
- 2 休業中も規則正しい生活をするように御指導ください。
- 3 不要不急の外出は避けるように御指導ください。
- 4 教科書や副教材等を活用して、計画的に学習に取り組ませてください。
- 5 臨時休校期間中の部活動は実施しません。

【3月2日の取扱い】 午前中授業（3時間または4時間）とし、給食はありません。